

○松山市契約規則

平成20年3月24日

規則第11号

改正 平成20年12月1日規則第90号

平成21年3月30日規則第25号

平成21年9月24日規則第66号

平成21年12月22日規則第88号

平成23年4月1日規則第33号

平成25年1月16日規則第1号

平成25年3月29日規則第29号

平成26年3月28日規則第31号

平成28年3月31日規則第54号

平成29年3月31日規則第21号

平成31年3月29日規則第14号

令和元年9月20日規則第12号

令和2年3月31日規則第28号

令和3年6月28日規則第56号

令和6年3月21日規則第30号

令和7年8月4日規則第55号

令和8年3月19日規則第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一般競争入札（第3条—第21条）

第3章 指名競争入札（第22条—第26条）

第4章 随意契約（第27条—第32条）

第5章 せり売り（第33条）

第6章 長期継続契約（第34条・第35条）

第7章 契約の締結（第36条—第46条）

第8章 契約の履行（第47条—第61条）

第9章 検査（第62条—第67条）

第10章 雑則（第68条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（契約事務の基本）

第2条 契約に関する事務を執行するに当たっては、法令等及びこの規則の定めるところに従い、厳正かつ適確に処理しなければならない。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等を公示しなければならない。

2 市長は、前項の資格を定めたときは、一般競争入札に参加しようとする者の申請に基づき、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査したときは、第1項の資格を有すると認める者の名簿を作成しなければならない。ただし、普通財産又は物品の貸付け又は売払いに係る一般競争入札の場合にあっては、名簿の作成を省略することができる。

（入札の公告）

第4条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時

- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他入札に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該入札が工事の請負契約に係る入札であるときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の9第1項に規定する期間を設けて前項各号に掲げる事項を公告するものとする。

（入札の執行延期等）

第5条 市長は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は入札に関する不正な行為等により競争の実効がないと認めるときは、入札の執行を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことができる。この場合において、入札者が損失を受けても、市は賠償の責めを負わない。

（入札の無効）

第6条 市長は、入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) 入札者又は代理人が2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が連合して入札したとき。
- (5) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (6) 入札書に記載された金額、氏名、件名又は印形が認知し難いとき。
- (7) 入札保証金を納めない者又はその額が所定の金額に不足した者が入札したとき。
- (8) その他入札条件に違反したとき。

（入札書の提出等）

第7条 入札者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上これを封筒に入れて、入札執行の日時に指定の場所に提出しなければならない。

2 入札者は、市長が特に認めるときは、市長が指示する方法をもって入札書を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、普通財産及び物品の売払いの事務を電子処理組織により処理する情報処理システム（以下「公有財産売却システム」という。）を用いて行う一般競争入札の場合にあっては、入札者は、入札金額その他必要な事項を当該入札者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

(入札者の代理)

第8条 代理人が入札をしようとするときは、入札執行前に委任状を提出しなければならない。

2 代理人は、2人以上の入札者を代理することができない。

3 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(入札書記載事項の訂正)

第9条 入札者は、入札書に記載した事項を訂正したときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、氏名及び入札金額は、訂正することができない。

(予定価格)

第10条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格書(第1号様式)を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予定価格を公表するときは、同項の予定価格書を封書にしないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、公有財産売却システムを用いて行う一般競争入札の場合にあつては、市長は、予定価格を開札の日時まで当該公有財産売却システムに登録しなければならない。

(予定価格の決定方法)

第11条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 市長は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短を考慮して適正に予定価格を定めなければならない。

(最低制限価格)

第12条 市長が令第167条の10第2項の規定により設ける最低制限価格の範囲は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

(1) 工事の請負契約 予定価格の10分の7.5以上

(2) その他の請負契約 予定価格の10分の6以上

2 市長は、前項の規定により最低制限価格を設けたときは、これを予定価格書に記載し

なければならない。

3 市長は、第1項の規定により最低制限価格を設けるに当たっては、その算定の基準となる価格（次項において「最低制限基準価格」という。）を設けることができる。

4 市長は、前項の規定により最低制限基準価格を設けたときは、第2項の規定にかかわらず、当該最低制限基準価格を予定価格書に記載するものとし、最低制限価格については、市長が別に定めるところにより公表するものとする。

（調査基準価格）

第13条 市長は、令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定を適用するかどうかの調査を行うための基準となる価格（以下この条において「調査基準価格」という。）を設けることができる。

2 市長は、前項の規定により調査基準価格を設けたときは、これを予定価格書に記載しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査基準価格を設けるに当たっては、その算定の基礎となる価格（次項において「調査基準基礎価格」という。）を設けることができる。

4 市長は、前項の規定により調査基準基礎価格を設けたときは、第2項の規定にかかわらず、当該調査基準基礎価格を予定価格書に記載するものとし、調査基準価格については、市長が別に定めるところにより公表するものとする。

（入札保証金）

第14条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、その見積もる契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、公有財産売却システムにより市の普通財産及び物品の売払いを行う場合においては、市長は、入札保証金を当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額とすることができる。

（入札保証金に代わる担保）

第15条 前条に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債及び地方債

(2) 政府の保証する債券

(3) 銀行その他市長が確実と認める金融機関が振り出し、発行し、又は支払保証をした小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の

支払の確実性があるものとして令第156条第1項第1号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいう。)

(4) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

(5) その他市長が確実と認める債券

2 前項に規定する担保の評価は、同項第1号から第4号までに該当するものにあつてはその額面金額又は保証する金額により、同項第5号に該当するものにあつては時価の10分の8をもって換算することにより、行うものとする。

(入札保証金の納付の減免)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金（前条第1項の担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他市長が特に必要がないと認めるとき。

(入札保証金の納付)

第17条 入札保証金は、保証金納付明細書（第2号様式）を添えて入札書とともに提出しなければならない。ただし、送金小切手等の方法をもって納付する場合及び公有財産売却システムを用いる場合は、この限りでない。

(入札保証金の還付)

第18条 市長は、入札が終了したとき、又は入札を中止し、若しくは無効としたときは、入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約を締結した後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(落札者の決定の通知)

第19条 市長は、落札者の決定をしたときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

(落札の取消し)

第20条 市長は、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すこと

ができる。

- (1) 入札の際，不正があったとき。
- (2) 入札資格に欠け，又は欠けたことが判明したとき。
- (3) 指定の期日までに契約を締結しないとき。

(再度入札)

第21条 市長は，開札の結果落札者がいないときは，入札の条件を変更しないで，その場で直ちに，再度の入札に付することができる。ただし，事前に予定価格を公表している場合は，この限りでない。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第22条 第3条の規定は，令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合に準用する。

(指名基準)

第23条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は，市長が別に定める。

(入札参加者の指名)

第24条 市長は，指名競争入札に付そうとするときは，前条の基準により入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。

(入札参加者への通知事項)

第25条 前条の場合において，市長は，第4条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第5条から第21条までの規定は，指名競争入札の場合に準用する。この場合において，第16条第2号中「第167条の5第1項」とあるのは，「第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる額)

第27条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は，次の各号に掲げる契約の種類に応じ，当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円

- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第28条 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 発注することが見込まれる契約にあっては、あらかじめ次に掲げる契約の見通しに関する事項を閲覧その他の方法により公表するものとする。

ア 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

イ 契約の締結を予定する時期

(2) 契約を締結する前において、当該契約に係る次に掲げる事項を閲覧その他の方法により公表するものとする。

ア 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

イ 契約の相手方（以下「契約者」という。）となるための届出方法

ウ 契約者の決定方法及び選定基準

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 契約を締結した日以降遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を閲覧その他の方法により公表するものとする。

ア 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

イ 契約締結日

ウ 契約者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

エ 契約者とした理由

オ 契約金額

カ その他市長が必要と認める事項

(予定価格の決定)

第29条 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格の総額が第27条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる金額以下のものにあつては、予定価格書の作成を省

略することができる。

(見積りの徴収)

第30条 市長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者に見積書を提出させなければならない。ただし、2人以上の者から提出させることができない相当の理由がある場合は、この限りでない。

(見積書の省略)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合のうち、見積書を徴することができる。不適当と認めるときは、品名、数量、価格等を証明する書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 災害その他の理由により急を要するとき。
- (2) 国又は地方公共団体と契約しようとするとき。
- (3) 単価において契約がなされているとき。
- (4) 官報、公報、法規の追録、新聞その他これらに類するものを購入するとき。
- (5) 法令等の規定により価格等が定められているとき。
- (6) 第48条第5項本文の規定により金額を算出するとき。
- (7) その他市長が特に認めるとき。

(競争入札に関する規定の準用)

第32条 第5条から第10条まで、第12条、第13条、第19条から第21条まで、第23条及び第25条の規定は、随意契約の場合に準用する。

## 第5章 せり売り

第33条 市長は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

## 第6章 長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる契約)

第34条 松山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第4号)に基づき規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機及び関連機器、通信機器、車両、その他機械及び機械設備、ソフトウェア、簡易建物又は寝具を借り入れる契約(当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。)のうち商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 警備業務、清掃業務その他役務の提供を受ける契約のうち、日常的、継続的かつ反

復的な役務の提供を要する委託に係るもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして市長が特に認めるもの  
(契約の期間)

第35条 前条各号に掲げる契約の期間は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号に規定する契約 当該契約に係る耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第3までに規定する耐用年数をいう。）に基づき市長が定める期間  
(2) 前条第2号に規定する契約 3年（業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用が必要なものは、5年）を超えない期間  
(3) 前条第3号に規定する契約 市長が認める期間

#### 第7章 契約の締結

(契約の締結)

第36条 市長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りにより契約者を決定したときは、その旨を契約者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、その日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第37条 契約をしようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所  
(2) 契約金額の支払又は受領の時期及び方法  
(3) 監督及び検査  
(4) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金  
(5) 危険負担  
(6) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任  
(7) 契約に関する紛争の解決方法  
(8) その他必要な事項

(仮契約の締結)

第38条 前条に規定するもののほか、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条及び第3条の規定により議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとするときは、議会の議決を得た後に契約を締結する旨を相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

(契約書作成の省略)

第39条 第37条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) せり売りに付するとき。
- (2) 物件の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付して当該物件を引き取る時。
- (3) 競争入札又は随意契約をする場合において、契約金額が第27条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる金額以下のとき。
- (4) その他市長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約者に契約の履行に必要な事項を記載した請書を提出させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約については、この限りでない。

- (1) 工事又は製造の請負に係る契約で契約金額が80万円未満のもの
- (2) その他の契約（財産の買入れ又は売払いに係るものを除く。）で契約金額が30万円未満のもの
- (3) 物品の購入及び修繕に係る契約

3 前2項の規定にかかわらず、単価において契約がなされているもの及び国又は地方公共団体と契約するものについては、契約書又は請書の作成を省略することができる。

(契約保証金)

第40条 契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公有財産売却システムを用いて市の普通財産及び物品の売払いを行う場合においては、市長は、契約保証金を当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額とすることができる。

(契約保証金に代わる担保)

第41条 前条に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 第15条第1項各号に掲げるもの

(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 第15条第2項の規定は、前項第1号の規定による担保について準用する。

3 第1項第2号及び第3号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。

4 契約者は、第1項第2号及び第3号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を市長に提出しなければならない。

5 契約者は、前項の規定による保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる金融機関又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じることができる。この場合において、契約者は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

（契約保証金の納付の減免）

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金（前条第1項の担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第27条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる金額以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 国、地方公共団体、その他の公共団体、特別の法律により設立された法人、公益社団法人又は公益財団法人と契約を締結するとき。

(8) その他市長が特に認めるとき。

(契約保証金の納付)

第43条 契約保証金は、落札決定後、速やかに納付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第44条 契約者がその義務を履行したとき、第50条の規定により契約を解除したとき、相続人その他包括承継人が契約を承継しないとき、又は契約者の責めに帰することができない理由によって契約が無効となったときは、市長が検査した後契約保証金を還付するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の還付を受けようとする者は、市長に契約保証金還付請求書兼領収書（第3号様式）、保証書に係る受領書（第4号様式）又は証券還付請求書兼領収書（第5号様式）を提出しなければならない。

3 契約保証金は、第47条第5項に規定する保証金に充当することができる。

4 契約保証金には、利子を付さない。

(完成保証人)

第45条 市長は、必要と認めるときは、契約者（工事の請負契約の契約者を除く。以下この章において同じ。）に対し、自らに代わって契約を完成することを約する者（以下「完成保証人」という。）を立てさせるものとする。

2 完成保証人は、令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者で、契約者と同等以上の資格を有するものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(完成保証人に対する請求等)

第46条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、完成保証人に対して契約を完成すべきことを請求することができる。

(1) この規則又は契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(2) 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく市長の指示に従わないとき。

(4) 契約の履行に当たり不正の行為があったとき。

(5) 契約不履行の申入れが妥当と認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約者としての資格を欠いたとき。

2 前項の規定による請求があったときは、完成保証人は、第60条及び第61条の規定にかかわらず、出来高相当額を控除した額をもってその契約者の権利及び義務を承継するものとする。

3 完成保証人には、この規則の契約者に関する規定を準用する。

## 第8章 契約の履行

### (契約不適合に係る責任)

第47条 市長は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）であるときは、契約者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下この条において「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の勧告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、民法（明治29年法律第89号）第415条の規定による損害賠償の請求並びに同法第541条及び第542条の規定による解除権の行使（次項において「損害賠償の請求等」という。）を妨げない。

4 市長は、契約不適合（数量に関する不適合を除く。以下この項において同じ。）を理由とした履行の追完及び第2項の代金の減額の請求並びに損害賠償の請求等をするとき、次に掲げる目的物の区分に応じ当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、契約者が目的物の引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(1) 工事目的物 引渡しを受けた日から2年

(2) その他法令による目的物 当該法令で定める期間

(3) 前2号に掲げるもの以外の目的物 市長が定める期間

5 市長は、契約者が第1項から第3項までの規定による義務を履行しないことによって生じる損害を担保するため、必要と認める保証金を徴することができる。

6 市長は、契約者が第1項から第3項までの規定による義務を履行しないときは、第三者に履行の追完をさせ、これに要した費用又は契約不適合によって生じた損害の賠償金を前項の保証金から控除し、なお不足するときは、追徴するものとする。

7 第5項の保証金については、第15条の規定を準用する。

(契約の変更)

第48条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は履行の全部若しくは一部を中止することができる。

2 前項の規定により契約金額の増減その他の変更があるときは、市長において、又は契約者と協議して、これを定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、市長が定め、契約者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、市長が契約者の意見を聴いて定め、契約者に通知するものとする。ただし、変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、契約者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

4 市長は、第1項の規定により契約金額の増減その他の変更があるときは、変更契約書を作成しなければならない。

5 第1項の規定により契約金額の増減がある場合は、次の式により市長において算出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

変更設計金額×(元契約金額÷元設計金額)

6 市長は、第1項の規定により履行の全部又は一部を中止したときは、当該中止の期間に相当する日数について、履行期間を延長することができる。

7 市長の指示に従わないため契約の中止を命じた場合は、前項の規定は、適用しない。

(契約の解除)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約者が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(2) 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約者が正当な理由なく市長の指示に従わないとき。

(4) 契約の履行に当たり、契約者に不正の行為があったとき。

(5) 契約者から契約解除の申出があった場合において、市長がその理由を正当と認めるとき。

第50条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができ

る。

(1) 第48条第1項の規定により市長が契約履行の中止を命じた場合において、その中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）以上となったとき。ただし、中止が履行対象物の一部の場合は、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(2) 第48条第1項及び第2項の規定により市長が契約内容を変更した場合において、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(3) 第48条第1項の規定により市長が契約履行の中止を命じた場合において、その履行を継続することにより著しい損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

（契約の解除の通知）

第51条 市長及び契約者は、契約の解除をしようとするときは、相手方に対し、書面によりその理由その他必要な事項を通知しなければならない。

（既済部分の処置）

第52条 契約が解除された場合は、契約者は、既に履行した部分に対して市長の検査を受け、当該検査に合格した部分を市長に引き渡さなければならない。

2 市長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、相当と認める額を契約者に支払うものとする。

（履行期限の延長）

第53条 天災その他やむを得ない理由により履行期限内に契約を履行する見込みがないときは、契約者は、速やかにその理由を記載した書面をもって市長に履行期限の延長を求めることができる。

2 市長は、契約者が、その責めに帰する理由により、履行期限内に契約を履行しない場合において、当該履行期限後に履行する見込みのあるときは、その理由及び履行を確約する旨を記載した書面を提出させて、履行期限を延長することができる。

（履行遅滞の場合における損害金）

第54条 契約者が履行期限内に契約を履行することができない場合においては、市長は、契約者に損害金を請求することができる。ただし、契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の損害金は、契約金額から既済部分に対する契約金相当額を控除した額に対し、

遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 第1項の損害金は、契約保証金等又は契約金額から控除し、なお不足するときは、追徴する。

（危険負担）

第55条 契約の履行に際し、市長の検査を完了するまでに生じた損害は、すべて契約者において負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他不可抗力により損害を受けたときは、その損害の程度により、市長は、その全部若しくは一部を補填することができる。ただし、契約者が損害発生を防衛について相当な措置をしていなかったとき、又は善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、この限りでない。

（契約の解除による損害の賠償）

第56条 第49条の規定により契約を解除した場合において、市長が損害を受けたときは、契約者はその損害を賠償しなければならない。ただし、契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第50条の規定により契約を解除した場合において、契約者が損害を受けたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前2項の場合において、賠償額は、当事者双方が協議して定めるものとする。

（部分使用）

第57条 市長は、必要に応じ契約者の同意を得て工事、製造その他の請負の既済部分又は物件の既納部分の全部又は一部を使用することができる。

2 市長は、前項の部分使用により契約者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支払時期）

第58条 工事、製造その他の請負及び検査を必要とする物件の購入にあつては検査合格後、登記又は登録を要する物件を購入したときはその登記又は登録を完了した後、その他の物件を購入したときはその物件の収受を完了した後に、市長は、契約金額の支払をしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(部分払の限度)

第59条 契約により工事、製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事請負契約にあつては工事出来高内訳書により算出した額の10分の9に相当する額を、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、製造その他の請負契約にあつては、契約者と協議して定める額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第60条 契約者は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第61条 契約者は、契約を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 契約者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により市長の承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、工事の請負契約又は工事に係る委託契約の契約者は、同項の承認を得ないで当該契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該契約の一部を委任し、又は請け負わせた契約者は、その旨を書面により市長に届け出るものとする。

4 市長は、第2項の書面の提出があつた場合において、その内容を不相当と認めるときは、契約者に対し変更を求めることができる。

## 第9章 検査

(監督員又は検査員の指定)

第62条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）及び検査を行う者（以下「検査員」という。）を指定するものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第63条 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き監督員の職務と兼ねることができない。

(監督員の一般的職務)

第64条 監督員は、契約者が作成した契約の履行に必要な書類を審査するものとする。

2 監督員は、必要があるときは、契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督によって特に知ることができた契約者の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(検査員の一般的職務)

第65条 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認をするため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 検査員は、前2項の場合において必要があると認めるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、契約者の負担とする。

4 検査員は、前3項の規定による検査の結果、当該検査に合格しない部分があるときは、契約者をして指定した日までにこれを修補等させ、又は改造させる等必要な措置を行わせ、再度検査をしなければならない。

5 検査員は、検査を完了した場合は、その調書を作成しなければならない。

(監督及び検査の委託)

第66条 市長は、令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に監督又は検査を委託した場合には、委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書等を徴さなければならない。

(検査及び引渡し)

第67条 契約者は、履行が完了したときは、直ちに当該完了が確認できる書面により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して特別の場合を除き、工事にあつては14日以内に、その他の契約にあつては10日以内に検査を完了

し、当該検査の結果を契約者に通知しなければならない。

- 3 市長は、前項の検査によって契約に基づく履行の完了を確認した後に、引渡しを受け  
るものとする。
- 4 契約者は、検査に合格しないときは、直ちに修補して検査を受けなければならない。  
この場合においては、修補の完了を契約の完了とみなす。
- 5 検査は、契約者が立ち会わなければならない。ただし、契約者の立会いが得られない  
ときは、市長は、契約者の立会いなしで検査を行うことができる。
- 6 前項ただし書の規定により検査を行った場合においては、契約者は異議を申し立てる  
ことができない。

#### 第10章 雑則

第68条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

##### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）の規定によ  
りされた契約に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみ  
なす。
- 3 この規則の施行の際、現に松山市財務会計規則の規定により契約中のものについ  
ては、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に松山市財務会計規則の規定により作成した様式で現に残存するも  
のは、なお使用することができる。

付 則（平成20年12月1日規則第90号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定による改正後の松山市契約規則第42条第7号に規定する公益社団法人  
又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人  
及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人

を含むものとする。

付 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 9 月 24 日規則第 66 号）

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 12 月 22 日規則第 88 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 1 月 16 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 29 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 54 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 14 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 9 月 20 日規則第 12 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 12 条第 1 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 28 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第47条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に債務が生じた場合（施行日以後に債務が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）におけるその履行遅延等の責任については、この規則による改正後の第54条及び第56条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和3年6月28日規則第56号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

付 則（令和6年3月21日規則第30号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年8月4日規則第55号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中松山市職務権限規則第8条に1号を加える改正規定及び同規則第9条第1号セを削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定の施行の日前の公告又は通知に係る契約については、同条の規定による改正後の松山市契約規則第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和8年3月19日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。